

山口県報

令和8年
3月31日
(火曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条の二十一」を「第八十九条の九」に改める。

第八条第二項第八号中「第八十九条第一項第一号から第三号までに掲げる自動車について環境性能割を課する場合及び」を削り、「第七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第八十九条の十五第三項」を「第八十九条の二第三項」に改める。

第十五条第一項第一号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第十六条第一項中「の種別割」を削る。

第十七条中「第八十九条、第八十九条の十八」を「第八十九条の六」に改める。

第二十五条第三項中「に係る所得を」を「（法第二十三条第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を」に改める。

第二十七条の三第二項第一号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第

目 次

○条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………

二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）に改める。

第三十九条の八中「相当する額に」の下に「法第七十一条の二十五第一項に規定する」を、「得た額」の下に「に、同項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額」を加える。

第八十二条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第八十二条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十三条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八十五条から第八十九条の九までを削る。

第八十九条の十の見出し及び同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十九条の十一の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十九条の十二中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十九条の十三の見出し及び同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十九条の十四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十九条の十五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「第七十七条の十第一項」を「第一百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第八十九条の十八」を「第八十九条の六」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十九条の二とする。

第八十九条の十六の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「山口県収入証紙条例」の下に「（昭和三十九年山口県条例第八号）」を加え、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「第八十九条の十八」を「第八十九条の六」

に改め、「証紙代金収納計器」の下に「(知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき印(以下「証紙代金収納印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の印影でその印影面が著しく汚染し又は損傷したものは、無効とする。

第八十九条の十六を第八十九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(証紙代金収納計器取扱人等)

第八十九条の四 証紙代金収納計器は、知事が指定した証紙代金収納計器取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)でなければ、これを取り扱うことができない。

2 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用するための必要な措置を受ける時まで、当該証紙代金収納計器により表示することができる証紙の額面金額に相当する金額の総額を県に納付しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。当該指定を取り消したときも、同様とする。

第八十九条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第三条第一項」を「(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項」に、「第八十九条の十五第二項」を「第八十九条の二第二項」に、「前条第一項」を「第八十九条の三第一項」に、「当該登録」を「当該新規登録」に改め、同条を第八十九条の五とする。

第八十九条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第十三条第一項に規定する移転登録(次項において「移転登録」という。)」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十九条の六とする。

第八十九条の十九の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十九条の七とする。

第八十九条の二十の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第八十九条の八とする。

第八十九条の二十一第一項中「、身体障害者等」を「、身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者等」という。)」に、「身体障害者等世帯員」を「当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下「身体障害者等世帯員」という。)」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 第一項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、当該自動車税の徴収の方法が、普通徴収の方法によるものにあつては納期限（賦課期日後に同項に該当することとなつたときは、当該賦課期日の属する年度の二月末日）までに、証紙徴収の方法によるものにあつてはその自動車税を納付することとされている際（当該税額の納付後に同項に該当することとなつたときは、当該納付の日の属する年度の二月末日まで）に、知事に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から交付を受けた療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下この項において同じ。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等世帯員を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又は同法第九十五条の二の規定により特定免許情報が記録された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等世帯員を常時介護する者の同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。
- 一 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
 - 二 身体障害者等の氏名及び住所並びに年齢
 - 三 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
 - 四 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
 - 五 運転免許証又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期間の末日並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
 - 六 自動車登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認めらるる事項

第八十九条の二十一を第八十九条の九とする。

附則第五条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の四の二に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び附則第十七条の七第三項において「居住年」という。)」が「に」、「において、前条第一項の規定の適用を受けるときは」を「には」に、「附則第五条の四の二第二項」を「附則第五条の四第一項」に改め、「合計額」の下に「(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額)」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第六条第二項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))との合計額」を加える。

附則第七条の四の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の八から第九条の四の十三までを削る。

附則第九条の五の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第八十九条の十一第三項」を「第八十六条第三項」に、「法第四百九十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」に、「及び第二条第三項」を「及び同条第三項」に、「法第四百九十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第一号及び」に、「第八十九条の十一第一項第三号イ(1)」を「第八十六条第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、「第八十九条の十一第一項及び」を「第八十六条第一項及び」に、「第八十九条の二十一第二項」を「第八十九条の九第二項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第六項第一号において同じ。))又は石油ガス自動車(液化石油

ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車を行い、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、第五項第三号及び第六項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第六項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第九条の五第一項の表中「第八十九条の十一第一項第一号イ」を「第八十六条第一項第一号イ」に、「第八十九条の十一第一項第二号イ」を「第八十六条第一項第二号イ」に、「第八十九条の十一第一項第二号ロ」を「第八十六条第一項第二号ロ」に、「第八十九条の十一第一項第二号ハ(1)」を「第八十六条第一項第二号ハ(1)」に、「第八十九条の十一第一項第二号ハ(2)」を「第八十六条第一項第二号ハ(2)」に、「第八十九条の十一第一項第三号イ(2)」を「第八十六条第一項第三号イ(2)」に、「第八十九条の十一第一項第三号ロ」を「第八十六条第一項第三号ロ」に、「第八十九条の十一第一項第四号イ」を「第八十六条第一項第四号イ」に、「第八十九条の十一第一項第四号ロ」を「第八十六条第一項第四号ロ」に、「第八十九条の十一第一項第五号イ」を「第八十六条第一項第五号イ」に、「第八十九条の十一第一項第五号ハ(1)」を「第八十六条第一項第五号ハ(1)」に、「第八十九条の十一第一項第五号ハ(2)」を「第八十六条第一項第五号ハ(2)」に、「第八十九条の十一第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に、「第八十九条の十一第二項第二号」を「第八十六条第二項第二号」に、「第八十九条の二十一第一項」を「第八十九条の二十一第一項」に改め、同条第三項中「第八十九条の十一第四項」を「第八十六条第四項」に改め、「の種別割」を削り、「第八十九条の十一第一項第三号ロ、同条第四項及び」を「同条第一項第三号ロ及び第四項並びに」に改め、同条第四項中「第八十九条の十二」を「第八十七条」に改め、同条第五項中「第八十九条の十一第一項」を「第八十六条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第八十六条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第四百九十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基

準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項第三号中「第八十六条第一項第一号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第六項を次のように改める。

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第八十六条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第九条の七第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出

ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第九条の五第七項中「第八十九条の十一第四項」を「第八十六条第四項」に、「第八十九条の十二」を「第八十七条」に改める。

附則第九条の六第一項中「法第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第八十九条の十一第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第九条の七の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第八十九条の十四」を「第八十九条」に、「第八十九条の十八」を「第八十九条の六」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

附則第十三条の二第三項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改める。

附則第十四条第三項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改める。

附則第十五条の二第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十七条第三項第二号並びに附則第十七条の二第三項第二号並びに附則第十七条の四第二項第二号並びに附則第十七条の四の三第二項第二号及び同条第五項第二号並びに附則第十七条の四の五第二項第二号及び同条第五項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改める。

附則第十七条の五第三項中「、附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第一項及び附則第五条の四第三項の項を削り、同条第四項中「、附則第五条の四」を削る。

附則第十七条の七第一項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「附則第五条の四第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される同法第四十一条の二の二」と、「附則第五条の四第

一項」とあるのは「附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」と、「附則第五条の四の二第一項」を「同条第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項」に改め、同条第二項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「、附則第五条の四第一項」を「、同条第一項」に改め、「と、附則第五条の四の二第一項中「附則第五条の四の二第一項」とあるのは「附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改める。

附則第二十二条中「附則第五条の四の二第三項」を「附則第五条の四第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二十五条第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三十九条の八の規定は、施行日以後に山口県税賦課徴収条例第三十九条の六の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同条の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

5 施行日前に山口県税賦課徴収条例第八十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条第八十一条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条第八十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課

する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)

6 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

7 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

8 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

9 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和二十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「の種別割」を削る。

第二条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第八十九条の十一」を「第八十六条」に改める。

第三条及び第四条(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

(合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(山口県収入証紙条例の一部改正)

11 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七十七条の十一第三項」を「第五十八条第三項」に、「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第四号を削り、同条中第五号を第四号とする。

(山口県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

12 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る証紙による収入の方法については、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正)

13 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例(平成十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附則第六項の前の見出し、同項及び附則第七項を削り、附則第八項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

14 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一号タ中「又は軽自動車税の環境性能割」及び「自動車税に係る」を削る。

(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

15 施行日前の取得に対して課する自動車税又は軽自動車税の環境性能割に係る申告書の受理及び自動車税に係る納税証明書の交付の業務並び

に令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書の受理及び納税証明書の交付の業務については、なお従前の例による。

(山口県収入証紙条例を廃止する条例の一部改正)

16 山口県収入証紙条例を廃止する条例(令和七年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

5 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の三第一項中「山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)に定めるところにより自動車税を納付しなければならない

ない」を「第八十九条の六の規定により提出する申告書に証紙代金収納計器(知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき

印(以下「証紙代金収納印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)によつて当該自動車税の額に相当する金額の表示された証紙代

金収納印の押印又は当該自動車税の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることをもつて納付しなければならない

い」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第八十九条の四第二項中「証紙の額面金額」を「自動車税の額」に改める。

第三百三十一条第一項中「山口県収入証紙条例に定めるところにより狩猟税を納付しなければならない」を「狩猟税の額に相当する現金を納付して次条に定める申告書に納税済印の押印を受けることをもつて納付しなければならない」に改め、同条第二項を削る。

令和八年三月三十一日
印刷

発行人

山口県知事